

## 原子力損害賠償法の改正に向けて③

2012/06/13

オピニオン

原子力利用について

竹内 純子

国際環境経済研究所主席研究員



### 現行の対応スキームの整理

現在、原子力損害賠償がどのようなスキームにおいて行われているのか、全体像がつかみづらい状況になっている。東京電力の電気料金値上げに関連して「事故の補償費用も含まれているのではないか」といった声もよく聞かれるため、今回は現行の対応スキームを整理しておきたい。

福島原子力発電所事故の賠償責任については、事業者である東京電力が「一義的に負う」とこととされた。しかし、その額が賠償措置額を超えることが明らかであるため、国は原賠法第 16 条に定められる国の「援助」を具現化するものとして、平成 23 年 8 月 10 日、「原子力損害賠償支援機構法」(以下、「機構法」という)を公布・施行した。機構法が審議された第 177 回通常国会においては、**会社更生法による東京電力の法的整理**についても当然議論の対象となった。しかしながら、

- ① 賠償額のみならず廃炉関連費用もどこまで膨らむのか不透明であるなか、**会社更生法による「再建」が実質的に無理だと判断されたこと。**

(5月9日その変更申請が認可された、東京電力と原子力損害賠償支援機構による「総合事業特別計画」は、要賠償額を 2 兆 5,462 億 7,100 万円、廃炉関連費用については、東京電力による合理的見積り内の範囲内で 9,002 億円、米国スリーマイル島原子力事故を参考に算出された推計値では 1 兆 1,510 億円、廃止措置終了まで 30 年かかるとする)。

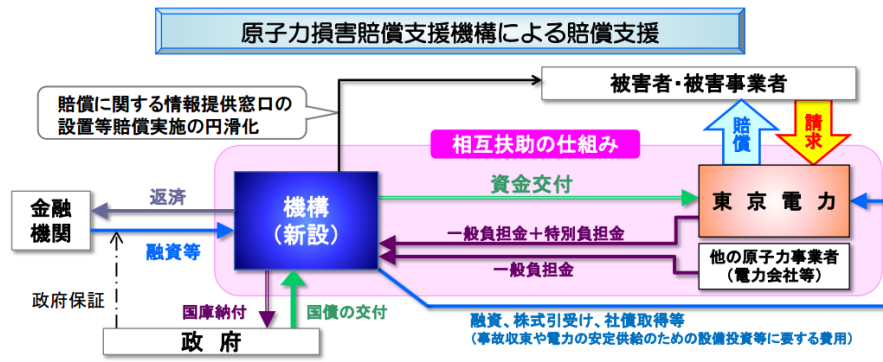
- ② 現行の法律では、**被害者よりも社債権者保護が優先**となってしまうこと。

(電気事業法第 37 条は、「一般電気事業者たる会社の社債権者(中略)は、その会社の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有」し(第 1 項)、その「順位は、民法(中略)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする」こととしており、被害者よりも社債権者保護が優先されてしまう。これでは原賠法の目的の一つである被害者保護が十分に図られない事態になる。)

などの理由により見送られた。

機構法の成立に伴い、2011 年 9 月に原子力事業者(12 社計)と政府がそれぞれ 70 億円ずつを出資して「原子力損害賠償支援機構」(以下、「機構」と言う)を設立した。

原子力事業者、すなわち東京電力は、要賠償額が賠償措置額を超えると見込まれる場合、損害賠償の迅速・適切な実施および電気の安定供給その他の事業の円滑な運営を目的として、資金援助の申し込みをすることができる(機構法第 41 条)。資金援助の申し込みがあった場合、機構は、遅滞なく資金援助を行うかどうか、資金援助を行うのであれば、その内容及び額を決定しなければならず(機構法第 42 条第 1 項)、また、その資金に充てるための国債の交付が必要である場合には、原子力事業者と共同して、「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることが求められている(機構法第 45 条)。



経済産業省 HP 「原子力損害賠償支援機構法について」より (2012年6月17日確認)

[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou\\_honbu/pdf/songaibaisho\\_111003\\_02.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/taiou_honbu/pdf/songaibaisho_111003_02.pdf)

また、「原子力被害者早期救済法」(平成23年8月5日公布)により、国が被災者への仮払いを行うこと及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対して補助を行うことを定め、早期救済を図っている。

国が行う資金的援助については、国が機構(実質的には東京電力)に対して国庫への納付を求めており(支援機構法第59条第4項)、将来東京電力から返済されることを原則としている。つまり、この資金的援助は、東京電力への一方的な公的資金の注入というよりも、緊急時の融資としての意味合いが強いのである。

### 現行の対応スキームから浮かび上がる課題

上記の図を見ただけで感じ取れる問題点として、被害者と政府の遠さがある。大きな事故を起こし、経営基盤が脆弱になっている事業者のみが被害者と向き合うこととなっているが、このような間接的な国の関与の仕方は被害者に不安を抱かせることになりはしないか。

また、上述した通り、国が行う資金的援助は、将来東京電力から返済されることを前提としていと考えられている。しかし、実際に国がどこまで返済を求めるかは不透明である。そのため、事業者の側に今なお「ナイーブな期待」を抱かせてしまう一方、国の側においては、将来東京電力から返済されるのであれば、例えば農作物に対する風評被害の解決のために汗するよりは、事業者から被害者に補償をさせるべく国債を交付する方が容易であるという判断をしがちになるのではないかと。そうならば、今回の被害に関する相当因果関係を、原理原則を超える形で相当広くさせ、補償のアップーリミットが効かない状態にさせることを加速する。もちろん被害者保護は十分なうえにも十分に図られるべきであるが、真に被害を受けられた方々の生活再建に資するため、また、日本の法秩序の維持を図るためにも、相当因果関係が明らかに希薄である事象については、政府が災害救助の被災者生活再建支援と同様に実施すべきではないだろうか。

(参考文献) 田邊朋行社会経済研究所上席研究員 電力中央研究所報告

「福島第一原子力発電所事故が提起した我が国原子力損害賠償制度の課題とその克服に向けた制度改革の方向性」

<http://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/detail/Y11024.html>